

平成 23 年 5 月 26 日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

## 社会福祉事業の復興に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
政策委員会委員長 酒井 喜正

この度の東日本大震災において、全国社会福祉協議会は、構成組織をあげて、被災地の社会福祉法人・福祉施設や社会福祉協議会に対し、物的・人的支援を行ってきました。

こうした活動を通じ、今後の復興に向けて必要と考えられる事項を次のとおり取りまとめましたので、早急な対応を願いたく要望します。

### 社会福祉法人・福祉施設関係

被災した社会福祉施設の再建を支援するため早急に次の対応を行うこと。

#### 1. 二重の債務を負うことのない対策の導入

新規の整備費の自己負担のさらなる軽減、福祉医療機構等の過去債務の返済免除等、再建に向けた整備により二重負担とならないよう、必要な対策を講ずること。

なお、当面、福祉医療機構の過去債務について、施設が再建され経営が安定するまで、返済猶予期間を延長すること。

#### 2. 移転用地の確保

施設建物の全壊や滅失等によって移転を要する場合、土地の確保にあたっては公有地の無償貸与はもとより、用途規制（市街化調整区域、埋蔵文化財保護など）の緩和や転用許可の弾力的な取り扱い等を行うこと。

#### 3. 仮設施設の仕組みの創設

被災により事業継続が困難となった社会福祉施設については、仮設の施設により事業が行えるようにするとともに、これに要する財政支援を行うこと。

なお、被災地の実態を勘案し、仮設職員住宅の設置についても同様の措置を行うこと。

#### 4. 福祉医療機構による福祉貸付の充実

福祉医療機構の融資が機動的に活用できるようにするため、福祉貸付事業に関して担保要件のさらなる緩和、無利子期間の延長を行うこと。

#### 社会福祉協議会関係

今後の地域復興に当たって、地域のさまざまな福祉ニーズへの対応の推進・調整役としての社会福祉協議会の役割はますます大きなものとなると考えられる。については、次のような体制強化のための安定的な財源を確保願いたい。

##### 1. 市区町村社会福祉協議会への職員の配置等

- (1) 社協復旧・復興のための職員等の配置
- (2) 地域再生のためのコミュニティワーカーの配置
- (3) 仮設住宅・復興住宅・自宅等を訪問して相談・助言や生活支援を行う、生活支援相談員（仮称）の配置

##### 2. 都道府県・指定都市社会福祉協議会の体制強化

- (1) 市区町村社協の復旧・復興支援を担当する職員や広域ボランティアコーディネーターの配置
- (2) 要援助者の増加等に対応する日常生活自立支援事業の拡充

##### 3. 社会福祉協議会の活動拠点の確保

- (1) 仮事務所設置ならびに本事務所設置への補助（施設整備、設備整備）
- (2) 被災した地域福祉センターの復旧に関する補助率の引き上げ